

第4章 都市基盤・生活基盤

安全で快適な基盤を備え、
歴史や自然と調和した魅力あるまち

- 18 協働による計画的なまちづくりの推進
- 19 市街地整備の推進
- 20 景観まちづくりの推進
- 21 道路交通体系の整備
- 22 交通ネットワークの充実
- 23 治水事業の推進
- 24 水道水の安定供給
- 25 公共下水道事業の充実
- 26 公園・緑地の充実
- 27 良好な住環境の創出

施策	NO.18	協働による計画的なまちづくりの推進
	目的	市民、民間団体、事業者、行政がそれぞれの役割分担のもと、計画的に魅力と活力のあるまちづくりを進めること。

施策を取り巻く状況

現状

- ・安全・安心で快適に暮らせる都市づくりを推進しています。
- ・地域社会が成熟するとともに、市民のまちづくりに対するニーズが多様化しています。
- ・良好な環境の整備や保全のため、地域の特性に合った用途地域*の指定や地区計画*の策定など、地区の特性に合ったルールづくりに取り組んでいます。
- ・本市の地目別土地面積の推移を見ると、平成17（2005）年度から平成26（2014）年度までの間に宅地面積が増加しており、田、畑、山林などは減少しています。
- ・山田・宮元町、木野目、南田島の一部地区において、良好な住環境を形成するため、道路後退の行政指導を行っています。
- ・昭和45（1970）年から地籍調査事業*に着手しており、平成27（2015）年3月末における進捗率は約40%です。
- ・市民の利便性の向上等のため、町名地番の整理を進めています。

課題

- ・人口減少と少子高齢化の進行に対応するため、交通施策と連携を図りながら、持続可能な都市構造を構築することが必要です。
- ・多様な主体がまちづくりの将来像を共有し、協働*でまちづくりを進める必要があります。
- ・市街化調整区域内は、自然環境や農地の保全に努めるとともに、無秩序な市街化を防止する必要があります。
- ・土地利用想定箇所については、将来の土地利用の動向を適切に見極めながら、地域の特性に応じた対応が必要です。
- ・道路後退行政指導区域*における取組を効果的に進めるため、地籍調査事業との連携が必要です。
- ・町名や地番が入り組んだ地域については、町名地番を分かりやすく整理することが必要です。

*用途地域：「都市計画法」に基づく地域地区の一種で、目指すべき市街地像に応じて用途別に分類される12種類の用途の総称のこと。

*地区計画：住民の意向を反映させながら、建築物の用途、形態等に関する制限を定め、地区の特性に応じた計画的なまちづくりを進める手法のこと。

*地籍調査事業：土地一筆ごとに、土地の所有者、地番、地目、境界及び面積等の調査測量を行い、その結果を地図（地籍図）及び簿冊（地籍簿）に取りまとめる作業のこと。

*協働：本市にかかわりのある人が持つさまざまな“まちへの思い”を市民と行政が共有し、知恵と力を出し合い、相互に協力し合いながらまちづくりへの“行動”につなげ、住みよい魅力あるまちをつくっていく取組。

*道路後退行政指導区域：開発行為、農地転用、または建築物を建築する行為を行う場合、道路拡幅計画に基づき、道路用地として後退し、良好なまちづくりに向けて事業を行っている区域のこと。

施策の目的を達成するために取り組むこと（取組施策）

1 計画的なまちづくりの推進（都市計画課、都市景観課）

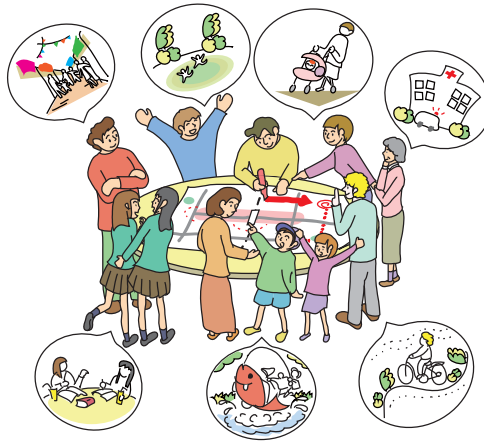
- ① 持続可能な多極ネットワーク型の都市構造の実現を図るため、市民、事業者などと協働しながら、立地適正化計画*に基づく施策を推進します。
●関連 [No. 49 社会資本マネジメントの推進]
- ② 「川越市地区街づくり推進条例」の運用により、中央通り地区など、協働による地区の特性に合ったまちづくりを推進します。
●関連 [No. 47 住民自治の推進]
- ③ 生産緑地を含む市街化区域内の農地については、適切な土地利用の誘導とともに、活用方法の検討を進めます。
●関連 [No. 30 農業の振興]
- ④ ユニバーサルデザイン*の観点から、人にやさしいまちづくりを進めます。

2 新たな拠点の整備（都市計画課）

- ① 首都圏中央連絡自動車道（圏央道）の圏央鶴ヶ島インターチェンジ周辺地区については、自然や景観との調和を図りながら、新たな土地利用を検討します。
●関連 [No. 32 工業の振興]
- ② 土地利用想定箇所は、周辺環境との調和を図りながら、地区の特性に応じた計画的な整備を検討します。
●関連 [No. 31 商業の振興、No. 32 工業の振興]
- ③ 周辺環境と調和した、新たな産業用地等の確保につながる土地利用を検討します。
●関連 [No. 32 工業の振興]

3 地区整備の推進（都市計画課、都市整備課、建設管理課、道路街路課、用地課、道路環境整備課）

- ① 道路後退行政指導区域については、地域住民等との協働のもと、行政指導に基づく用地を利用し、道路の拡幅整備を行います。また、南田島地区及び木野目地区については、地籍調査事業と連携を図りながら、整備を効果的に進めます。
- ② 駅周辺整備事業等の進捗状況などを踏まえ、効果的な実施区域の検討を行いながら、町名地番の整理を進めます。



指標	実績値	目標値	
	(H26)	H32	H37
「川越市地区街づくり推進条例」に基づく計画の認定数（件）	0	1	2

*立地適正化計画：人口減少と少子高齢化の進行に対応した都市構造の実現を図るため、都市全体の観点から居住機能や福祉、医療、商業等の都市機能の誘導により、これらの機能が適切に配置され、かつ、交通施策と連携したまちづくりを進めるための計画。

*ユニバーサルデザイン：年齢や障害の有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすること。

市街地整備の推進

中心市街地及び各駅周辺等において、都市機能や都市基盤の充実を図るとともに、魅力ある都市空間を形成すること。

施策を取り巻く状況

現状

- ・ 中心市街地は、商業や業務の拠点として多様な機能を持ち、都市の中で重要な役割を果たしていることから、交通に関する輸送力や利便性の向上が求められています。
- ・ 川越駅西口周辺地区は、土地区画整理事業*、駅前広場の再整備及び県との共同事業による県西部地域の拠点施設であるウエスタ川越の整備が完了しており、新たな拠点としての役割を担っています。
- ・ 新河岸駅周辺地区は、「新河岸駅周辺地区地区整備計画」により、駅の橋上化を含めた都市基盤の整備を行いながら、まちづくりを進めています。
- ・ 地域の生活拠点である鉄道駅周辺地区は、駅前広場等の整備が十分ではなく、交通結節点としての機能が不足しています。
- ・ 中心市街地及びその周辺では交差点や道路の整備が十分ではなく、交通渋滞が発生しています。

課題

- ・ 中心市街地に位置する三駅（川越駅、本川越駅、川越市駅）周辺については、都市計画道路などの交通ネットワークの整備が必要です。
- ・ 川越駅西口市有地*の利活用の推進とともに、周辺における渋滞緩和や土地の高度利用を図るため、都市計画道路等の整備が必要となっています。
- ・ 新河岸駅周辺地区については、地域コミュニティの活性化を行いながら、都市基盤整備などを計画的に進めていく必要があります。
- ・ 駅周辺の新たな整備については、整備手法や事業効果などを検討した上で着手する必要があります。
- ・ 国や県等と協力して交差点の改良を推進し、中心市街地及びその周辺における交通渋滞の緩和と歩行者の安全を確保する必要があります。



川越駅西口駅前広場

*土地区画整理事業：土地の区画を整え、道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、宅地の利用の増進を図る事業のこと。

*川越駅西口市有地：協田本町地内にある約9,000㎡の市有地。平成27（2015）年度現在、自転車駐車場、仮設バス乗降場として暫定利用している。

施策の目的を達成するために取り組むこと（取組施策）

1 三駅連携強化の推進（都市計画課、都市整備課）

- ① 川越駅、本川越駅、川越市駅の三駅周辺については、各駅の交通結節点としての機能強化を検討します。
- ② 川越市駅の周辺は、駅の西側を含めた地域と連続性のあるまちづくりを進めます。
●関連 [No. 31 商業の振興]

2 川越駅西口周辺地区整備の推進（川越駅西口まちづくり推進室）

- ① 川越駅西口市有地の利活用など、多様な都市機能を集約し、新たな拠点の形成を図ります。
●関連 [No. 31 商業の振興]
- ② 都市計画道路等の整備などを進め、さらなる都市基盤の充実を図ります。

3 新河岸駅周辺地区整備の推進（新河岸駅周辺地区整備事務所）

- ① 駅前広場を含めた東西駅前通り線、寺尾大仙波線、新河岸駅北通り線の整備を進めるとともに、新河岸駅の自由通路及び橋上駅舎の整備を推進します。
- ② 地区計画制度を活用したまちづくりを進めます。また、未接道宅地などの解消を図ります。

4 鉄道駅周辺地区整備の推進（都市計画課、都市整備課、用地課）

- ① 鉄道各駅周辺地区のまちづくりについては、基盤整備等に併せた適切な土地利用の誘導について検討します。
●関連 [No. 31 商業の振興]
- ② 南古谷駅、笠幡駅などについて、駅前広場等の都市基盤整備を推進します。
- ③ 霞ヶ関駅周辺地区は、土地利用の実態や地域住民の意向等を踏まえ、活性化に向けた土地利用の誘導を検討するほか、県道川越越生線の歩道整備を推進します。

5 交差点改良事業の推進（都市整備課、川越駅西口まちづくり推進室、道路街路課、用地課）

- ① 中心市街地及びその周辺で交通渋滞が発生している松江町交差点、連雀町交差点、新宿町3丁目交差点などの改良事業を推進します。

指標	実績値	目標値	
	(H26)	H32	H37
主要駅周辺*の都市計画道路の整備率(%)	29.3	42.1	52.2

*主要駅周辺：川越駅、本川越駅、川越市駅及び地域核の各駅から徒歩圏内（800m）の範囲。

施策

NO.20

景観まちづくりの推進

目的

良好な都市景観の保全及び創造と、魅力あふれる快適な都市を実現すること。

施策を取り巻く状況

現状

- ・「川越市都市景観条例」に基づき、川越らしさを創造する都市景観の形成に努めています。
- ・重点的に都市景観の形成を図る必要がある地域を都市景観形成地域*に指定し、歴史的景観や市街地的景観などの地域の特性に応じた都市景観形成基準を設け、届出を通じてデザイン誘導を行っています。
- ・歴史的・文化的価値を有する建造物の保存整備や啓発・調査などの各種事業の推進に努めています。
- ・景観重要建造物等*の指定を行うとともに、保存に要する費用の助成などを行っています。
- ・良好な都市景観の形成に寄与した優れた行為への表彰や啓発などに取り組んでいます。
- ・「川越市屋外広告物条例」に基づき、屋外広告物の適正な表示、設置の誘導に努めています。
- ・歴みち事業*として計画された路線について、計画的に整備を進めています。

課題

- ・川越固有の歴史的風致*の維持及び向上を図るためには、歴史的・文化的価値を有する建造物と街路などの公共空間が一体となった整備が必要です。
- ・積極的に都市景観の形成を図るため、都市景観形成地域の拡大や景観地区*の指定を検討する必要があります。
- ・市民の都市景観に対する意識を高めるため、良好な都市景観の形成によるまちづくりを評価する取組を進める必要があります。
- ・屋外広告物の適正な表示、設置を促すため、市民や商店街と協働した取組が必要です。

景観の基準が定められている地区（平成26年度）

重要伝統的建造物群保存地区	川越市川越伝統的建造物群保存地区
自主協定	町づくり規範に関する協定（一番街商店街）、新富町まちづくり協定（新富町）、大正浪漫のまちづくり協定（大正浪漫夢通り商店街）
都市景観形成地域	川越駅西口地区都市景観形成地域、川越十カ町地区都市景観形成地域、クレアモール・八幡通り・中央通り周辺地区都市景観形成地域
都市景観誘導地域	都市景観形成地域を除く川越市全域
景観計画区域	川越市全域

*都市景観形成地域：川越の特色を表す地域やこれからの川越の都市景観を創出していく地域を指定し、それぞれの地域の都市景観の特性を考慮しながら、地域の方々と行政が協働しながら、重点的、かつ、きめ細かに都市景観の形成を図る地域のこと。

*景観重要建造物等：川越の都市景観の特性上、重要な要素となっていると認められる構造物、樹木等のこと。「景観法」に基づき指定される。

*歴みち事業：歴史的地区環境整備街路事業の略称で、観光客や歩行者の安全を確保し、生活環境の改善を図る街路整備。

施策の目的を達成するために取り組むこと（取組施策）

1 歴史的景観の形成（都市景観課）

- ① 歴史的・文化的価値を有する旧川越織物市場、旧鶴川座等の保存活用と歴みち事業である立門前線の一体的な整備を推進します。 ●関連 [No. 31 商業の振興]
- ② 十カ町地区や喜多院周辺地区においての都市景観形成地域や景観地区の指定に向けた取組を行います。
- ③ 市民や事業者がイメージしやすい都市景観形成基準のガイドラインを作成し、周知を図ることにより、水や緑と調和した魅力ある都市空間を創出します。 ●関連 [No. 37 自然共生の推進]
- ④ 景観重要建造物等の指定を進めるとともに、より適切な保存活用のための支援を行います。また、保存活用の好事例を広く市民に啓発する取組を進めます。 ●関連 [No. 15 文化財の保存・活用]

2 都市デザインの推進（都市景観課）

- ① デザイン協議をはじめとする地域のまちづくり活動への助言や技術的支援などを行い、地域住民が主体となった都市景観の形成を推進します。
- ② まちの魅力を高める核となる道路、公園などの公共施設を景観重要公共施設に位置付けることを検討するとともに、「川越市公共施設デザイン指針」を活用した公共施設の整備を推進します。
- ③ 都市景観シンポジウムや都市景観表彰を実施し、良好な都市景観の形成への取組に対しての評価や顕彰に努めます。

3 屋外広告物の適正化（都市景観課）

- ① 屋外広告物の適正な表示、設置について啓発を行うとともに、市民との協働による簡易除却を進めます。
- ② 「川越市屋外広告物条例」に基づき、許可制度等による表示、設置の適正化を図るとともに、商店街等による自主的なルールづくりへ向けた取組を支援します。

4 歴みち事業の推進（都市景観課、道路街路課、道路環境整備課）

- ① 歴みち事業を推進し、中心市街地における都市空間の質や歩行者の回遊性の向上を図ります。 ●関連 [No. 33 観光の振興]

指標	実績値	目標値	
	(H26)	H32	H37
歴史的町並み景観を形成している地域*の歩行者・自転車通行量（人／年）	83,549	110,000	121,000
歴みち事業の整備率（%）	34.3	43.9	54.3

*歴史的風致：地域における固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動と、その活動が行われる歴史的建造物及びその周辺の市街地が一体となって形成してきている良好な市街地環境のこと。

*景観地区：市街地の良好な景観の形成を図るため、「景観法」の規定に基づき建築物の形態や規模を定める地区のこと。建物を建築する際は市町村の認定が必要となる。

*歴史的町並み景観を形成している地域：川越市川越伝統的建造物群保存地区、菓子屋横丁、大正浪漫夢通り、立門前及びその周辺地域。

施策

NO.21

道路交通体系の整備

目的

人や車両の円滑な移動と、安全で快適な道路環境を維持すること。

施策を取り巻く状況

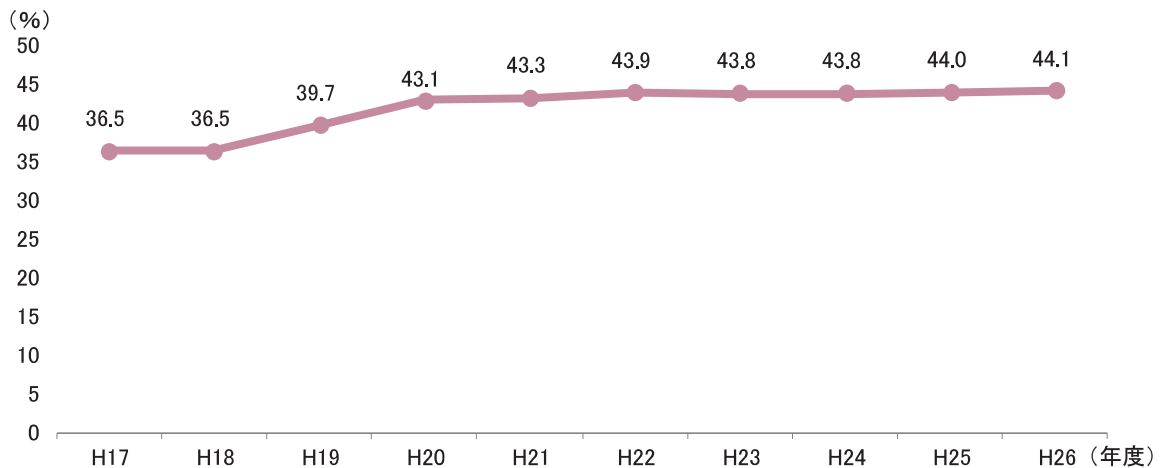
現状

- ・都市計画道路については、優先整備路線*の選定とともに、県と連携し、広域幹線道路も含めた効果的な整備を進めています。
- ・市内の各地域を結ぶ幹線道路や生活道路については、継続的に拡幅整備を進め、交通の円滑化や歩行者の安全の確保に努めています。
- ・老朽化した道路等の改修や歩行者の安全対策を行い、安全な道路環境の維持に努めています。
- ・橋長 15 m以上の橋りょうについては、「川越市橋りょう長寿命化修繕計画」を平成 25 (2013) 年度に策定し、維持管理コストの縮減と安全性の向上を図っています。

課題

- ・人口減少社会の到来や市街地拡大の収束などの状況を踏まえ、将来交通需要に合った道路ネットワークの再構築や道路環境の整備が必要です。
- ・都市間や高速道路へのアクセス機能を高めるため、広域幹線道路等の整備が必要です。
- ・道路施設の老朽化が進んでいることから、優先箇所の特定など、効率的な維持管理が必要です。
- ・バリアフリー対応や歩行者の安全性を考慮した道路空間の整備が求められています。
- ・小規模な橋りょうについても適切に管理し、安全性を確保する必要があります。

都市計画道路の整備率の推移



川越市都市計画課調べ

*優先整備路線：都市計画道路のうち、優先して整備する道路のこと。

施策の目的を達成するために取り組むこと（取組施策）

- 1 **都市計画道路や広域幹線道路の整備**（都市計画課、道路街路課、用地課）
 - ① 長期未整備都市計画道路*の見直しを図るとともに、交通需要に対応した優先整備路線の事業化方策の検討を進めます。
 - ② 川越駅南大塚線や市内循環線など、都市計画道路の整備を計画的に推進します。
 - ③（仮称）川越東環状線等の整備を進め、広域幹線道路網の充実を図ります。

- 2 **幹線道路や生活道路の整備**（道路街路課、用地課、道路環境整備課）
 - ① 幹線道路等の整備を進め、幹線道路ネットワークの拡充を目指します。
 - ② 地域の日常生活を支える身近な生活道路については、住民との合意形成を図りながら、効果的に拡幅整備を行います。
 - ③ 生活道路で自動車のすれ違いに支障がある地域については、待避場所の確保に努めます。

- 3 **安全で快適な道路環境の維持**（道路環境整備課）
 - ① 幹線道路や川越駅東口駅前交通広場などの劣化状況を調査し、道路施設を計画的に管理します。
 - ② 通学路を含む生活道路の歩道や側溝の整備を行うとともに、老朽化による道路等の破損を修繕し、安全性や快適性を確保します。 ●関連 [No. 45 交通安全対策の推進]

- 4 **橋りょうの安全性の確保**（道路街路課）
 - ① 「川越市橋りょう長寿命化修繕計画」に基づく計画的な修繕を進めていくとともに、全ての橋りょうについて継続的に点検を実施し、安全性を確保します。
 - ② 道路の拡幅整備等と調整を図りながら、橋りょうの拡幅や架け替え工事を実施し、交通の円滑化とともに安全性の向上を図ります。



拡幅整備中の幹線道路（市道 0058 号線）

指標	実績値	目標値	
	(H26)	H32	H37
都市計画道路の整備率（%）	44.1	46.1	47.1
幹線道路（市道）整備 工事整備済延長累計（m）	80,327	85,000	86,800

*長期未整備都市計画道路：都市計画決定から20年以上経過しているものの、事業化に至っていない都市計画道路のこと。

交通ネットワークの充実

道路や鉄道、バス等の交通ネットワークの充実と、市民や来街者の利便性を向上させること。

施策を取り巻く状況

現状

- ・自動車や自転車、鉄道・バス等の公共交通等、さまざまな交通手段がある中で、利便性の高い自動車の利用が多く、幹線道路等における交通渋滞や交通に起因する環境負荷への増大等の問題が生じています。
- ・中心市街地では、幹線道路を中心に交通渋滞が発生しています。特に、北部中心市街地においては、市民や観光客等歩行者への危険が高まっています。
- ・中心市街地への自動車の流入を抑制するため、う回誘導看板を設置するとともに、平成25（2013）年度から自転車シェアリング事業*を実施しています。
- ・市内循環バス「川越シャトル」は、効率的な運行を図るために路線や運行本数などの見直しを行うとともに、路線を廃止した一部の地域においては、デマンド型交通システム*の実証実験を実施しました。
- ・平成25（2013）年3月から鉄道5社による相互直通運転が行われ、川越から横浜方面までつながり、交通の利便性が向上しています。

課題

- ・人口減少社会を見据え、まちづくり施策と連携を図りながら、持続可能な交通ネットワークの構築を進める必要があります。
- ・北部中心市街地の適切な交通規制を検討し、市民や観光客等歩行者の安全を確保する必要があります。
- ・自動車から公共交通機関への利用転換や、自転車の利用を促進し、市街地の交通渋滞を緩和する必要があります。



自転車シェアリング駐輪場（ポート）

*自転車シェアリング事業：自転車を共同で利用するしくみのこと。市の中心市街地を中心に、自転車の貸出や返却を行う駐輪場（ポート）を設置している。

*デマンド型交通システム：路線バスやコミュニティバスなどの路線定期型交通と異なる予約型の運行形態の輸送サービスのこと。

施策の目的を達成するために取り組むこと（取組施策）

1 交通円滑化方策の推進（交通政策課、道路街路課）

- ① 持続可能な多極ネットワーク型の都市構造の実現と交通環境の充実を図るため、都市・地域総合交通戦略*に基づく施策を推進します。
- ② 自動車のう回誘導や郊外型駐車場を活用したパークアンドライド*の充実を図るとともに、公共交通機関の利用促進や適切な交通規制の検討等を行います。
●関連 [No. 33 観光の振興、No. 35 地球温暖化対策の推進]
- ③ 自転車シェアリング事業を引き続き実施するとともに、自転車レーンの整備等を検討するなど、安全で安心な自転車利用の促進を図ります。
●関連 [No. 31 商業の振興、No. 33 観光の振興、No. 35 地球温暖化対策の推進、No. 45 交通安全対策の推進]

2 地域公共交通網の充実（交通政策課）

- ① 市内循環バス「川越シャトル」は、路線や運行本数、目的地等の見直しと改善を継続的に行います。
- ② 多くの市民が利用する公益性の高い施設において、都心核や地域核からの公共交通の結節機能を充実し、利便性の向上を図ります。
- ③ 高速バスは、新規路線の開設や既存路線の増便等を促進するとともに、本市の立地を生かした乗り継ぎ拠点化について検討します。
- ④ バス等の総合案内板及び停留所への上屋の整備等を促進し、バスの利用促進を図ります。

3 鉄道輸送の利便性の向上（交通政策課）

- ① 東武東上線の複々線化、西武新宿線及びJR川越線の複線化を促進します。
- ② 鉄道利用者への適切な案内表示の整備を促進し、市民及び来街者の円滑な移動に努めます。
●関連 [No. 33 観光の振興]
- ③ 可動式ホーム柵等、駅施設の改善を促進し、駅利用者の利便性と安全性の向上を図ります。

指標	実績値	目標値	
	(H26)	H32	H37
平日の市内鉄道駅における路線バス等発着延べ便数（便/日）	2,768	2,850	2,850
市内循環バスの利用者数（人/年）	351,958	370,700	370,700
路線バスの利用者数（人/年）	9,492,906	9,777,600	9,777,600
市内鉄道駅の乗降人員数（人/年）	152,482,765	157,057,200	157,057,200

*都市・地域総合交通戦略：将来の都市像の実現と交通環境の充実を図るため、交通施策をパッケージ化した、総合的かつ戦略的な計画。

*パークアンドライド：中心市街地の道路混雑を緩和するために、マイカーで市街地へ向かう途中で、バスなどの公共交通に乗り換える交通体系のこと。

施策を取り巻く状況

現 状

- ・ 洪水及び内水*ハザードマップを浸水が想定される地域の世帯に配布するとともに、ホームページでの周知に努めています。
- ・ 雨水の流出量を抑制するため、県は1ha以上の開発行為等を行う場合、雨水流出抑制施設の設置を義務付ける条例を制定しています。
- ・ 下水道管きよへの一時的な流出抑制や有効利用のため、住宅の屋根に降った雨水を浸透させる施設や雨水を貯留する施設等に対して補助金を交付しています。
- ・ 普通河川*については、幹線水路の整備を計画的に進めるとともに、枝線水路の整備にも努めています。
- ・ 準用河川*については、古川の一部区間を除き、コンクリート護岸等による暫定整備が完了しています。
- ・ 集中豪雨等による浸水被害を防ぐため、雨水管きよ、雨水調整池、雨水ポンプ場などの整備を進めています。

課 題

- ・ 1ha未満の開発行為等に対しても、雨水流出抑制施設の設置に関する指導を継続して行う必要があります。
- ・ 老朽化が進む排水機場や内水排除ポンプ場の長寿命化、耐震化を図る必要があります。
- ・ 普通河川の整備を推進し、生活環境の向上を図る必要があります。
- ・ 久保川の改修に当たっては、流域がまたがる狭山市との協議が必要です。
- ・ 古川については、国と連携しながら改修を推進する必要があります。



久保川と不老川の合流地点

*内水：河川の水を外水というのに対し、堤防の内側に降った雨水のことを内水（ないすい）という。

*普通河川：一級河川、二級河川、準用河川以外の「公共の水流及び水面」のことで、「河川法」の適用や準用のないもの。

*準用河川：一級河川及び二級河川以外の河川で市町村長が指定したもの。「河川法」の二級河川に関する規定が準用される。

施策の目的を達成するために取り組むこと（取組施策）

1 流域対策の推進（河川課、下水道課）

- ① 開発行為等に対する雨水流出抑制施設の設置指導を行います。
- ② 個人住宅の屋根に降った雨水を浸透させる施設や貯留する施設の設置等への補助を行い、下水道管きよへの一時的な流出抑制や雨水の有効利用を図ります。

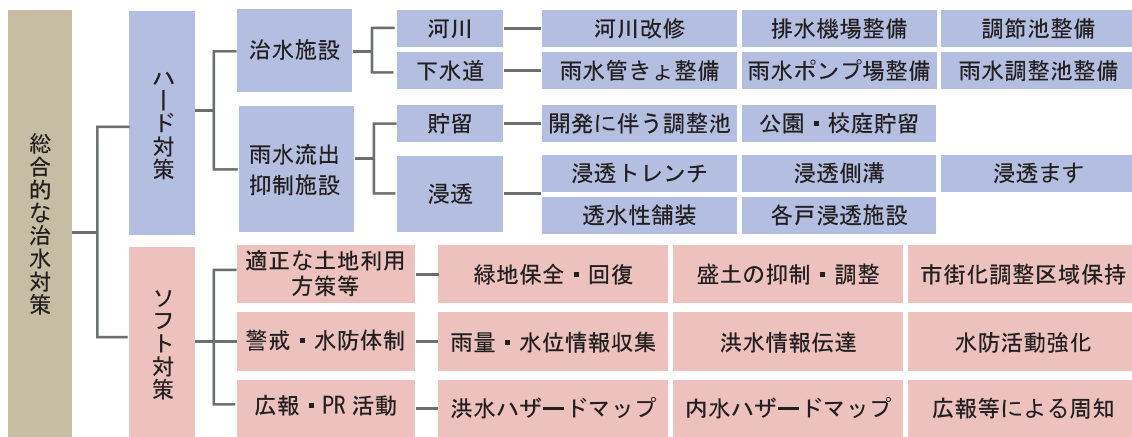
2 河川整備等の推進（河川課）

- ① 降雨対策や生活環境の向上を図るため、計画的に河川の整備を進めます。
●関連 [No. 42 防災体制の整備]
- ② 狭山市と協同し、久保川の改修を推進します。
- ③ 護岸の老朽化が著しい天の川の改修を実施するとともに、国と連携し、古川の改修を推進します。
- ④ 排水機場及び内水排除ポンプ場の長寿命化修繕計画を策定し、計画的な施設保全を進めます。
- ⑤ 国、県に要望するなど、荒川における堤防の整備を促進します。

3 雨水施設整備の推進（事業計画課、下水道課）

- ① 河川改修の進展や新河岸駅周辺の都市基盤整備と整合を図りながら、雨水管きよや雨水ポンプ場などの整備を推進します。
- ② 既成市街地において、雨水を一時貯留する施設の整備を推進します。
●関連 [No. 42 防災体制の整備]

総合的な治水対策のイメージ



指標	実績値	目標値	
	(H26)	H32	H37
久保川改修の進捗状況 (%)	—	17	53
雨水管きよの累計整備延長 (m)	111,783	112,320	112,820

施策

NO.24

水道水の安定供給

目的

安全な水を安定的に供給すること。

施策を取り巻く状況

現状

- ・ 水道普及率は、ほぼ 100%となっています。
- ・ 公営企業として、経営的な視点から事業運営に取り組んでいます。
- ・ 平成 25 (2013) 年度から、水道料金の徴収について包括業務委託を行っています。
- ・ 水道施設や設備の老朽化が進んでいます。

課題

- ・ 人口減少社会の到来等による水の需要の減少に伴い、水道事業収益の減少が予測される中、独立採算制を維持していく必要があります。
- ・ 水道施設の耐震化や老朽化した施設の更新について、計画的かつ効率的に実施し、受益と負担との均衡の取れた経営を行う必要があります。

水道事業の有収率*の推移

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
水道事業の有収率 (%)	92.1	93.5	94.3	94.3	94.2

川越市総務企画課調べ



水道管布設工事



耐震性能がある水道管

*水道事業の有収率：総配水量に対する水道料金の徴収対象となった水量の割合のこと。100%に近いほど良いとされる。

施策の目的を達成するために取り組むこと（取組施策）

1 効率的な水道事業の推進（総務企画課）

- ① 公営企業として、計画的かつ効率的な事業を推進し、経営の安定化に努めます。
●関連 [No. 48 行政経営マネジメントの推進]
- ② 水道事業ガイドライン*の業務指標値等を用いた経営分析を行い、水道事業の経営改善を図るとともに、市民への情報提供に努めます。
- ③ 民間的経営手法の導入や、施設等の維持管理について民間委託の拡充を図ります。
●関連 [No. 48 行政経営マネジメントの推進]

2 水道施設の改修・更新（事業計画課、水道課、上下水道管理センター）

- ① 老朽化した施設・設備の計画的な更新等を推進します。
- ② 漏水調査を継続して実施し、漏水の防止や早期発見に努めます。

3 災害対策に向けた水道施設の耐震化（事業計画課、水道課）

- ① 災害時における水道水の供給を確保するため、配水池や配水管路等の耐震化を推進します。
●関連 [No. 42 防災体制の整備]



指標	実績値	目標値	
	(H26)	H32	H37
水道事業の有収率 (%)	94.2	94.5	94.8
配水管の耐震化率 (%)	16.1	23.0	29.0

*水道事業ガイドライン:施設整備、経営の状態などを総合的に評価するための指標。6つの目標（「安心」「安定」「持続」「環境」「管理」「国際」）を体系的に整理し、137項目の指標で定量的に把握する。

施策

NO.25

公共下水道事業の充実

目的

市民の生活環境の改善に資する持続的な公共下水道サービスを提供すること。

施策を取り巻く状況

現状

- ・ 公営企業として、経営的な視点から事業運営に取り組んでいます。
- ・ 事業計画区域については、平成 32（2020）年度末の完了に向けて污水管きよの整備を進めています。
- ・ 平成 25（2013）年度から、下水道使用料の徴収について包括業務委託を行っています。
- ・ 下水道施設の老朽化が進んでいます。
- ・ 公共下水道、農業集落排水処理施設*及び合併処理浄化槽*により、本市の生活排水処理が行われています。

課題

- ・ 人口減少社会の到来等による水需要の減少に伴い、下水道事業の収益の減少が予想される中、独立採算制を進めていく必要があります。
- ・ 今後も、事業計画区域における污水管きよの整備が必要であり、財源の確保が必要です。
- ・ 下水道施設の長寿命化や耐震化について、計画的かつ効率的に実施していく必要があります。

下水道事業の有収率*の推移

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
下水道事業の有収率 (%)	74.2	73.5	75.7	71.7	68.6

川越市総務企画課調べ



下水道のマンホール

*農業集落排水処理施設：公共下水道が未整備である市街化調整区域の農業集落における下水処理施設。生活環境の改善と農業用排水及び公共用水域の水質保全を図ることができる。平成 27（2015）年度現在、鴨田地区と石田本郷地区に設置している。

*合併処理浄化槽：し尿と生活雑排水（台所、風呂、洗濯等）を併せて処理する浄化槽。単独処理浄化槽と比べて、家庭から河川等へ流れ出る汚れの量を約 8 分の 1 に減らすことができる。

*下水道事業の有収率：処理した汚水量のうち、需要者から使用料として徴収される汚水量の割合のこと。100%に近いほど良いとされる。

施策の目的を達成するために取り組むこと（取組施策）

1 効率的な下水道事業の推進（総務企画課）

- ① 公営企業として、計画的かつ効率的な事業を推進し、経営の安定化に努めます。
●関連 [No. 48 行政経営マネジメントの推進]
- ② 下水道事業経営指標値等を用いた経営分析を行い、公共下水道事業の経営改善を図るとともに、市民への情報提供に努めます。
- ③ 民間的経営手法の導入や、施設等の維持管理について民間委託の拡充を図ります。
●関連 [No. 48 行政経営マネジメントの推進]

2 下水道施設の整備等（事業計画課、下水道課、上下水道管理センター）

- ① 老朽化した下水道施設の更新など、長寿命化や耐震化を推進します。
●関連 [No. 42 防災体制の整備]
- ② 不明水*対策を推進し、経費の削減に努めます。
- ③ ポンプ場施設の適切な維持管理や、事業所排水の監視を引き続き行います。
- ④ 事業計画区域内の汚水管きよの整備を推進します。
●関連 [No. 38 生活環境の保全]



指標	実績値	目標値	
	(H26)	H32	H37
下水道事業の有収率 (%)	68.6	75.0	80.0
長寿命化管きよ延長 (km)	30.2	32.9	34.9

*不明水：下水道管へ浸入している地下水等のこと。

施策	NO.26	公園・緑地の充実
	目的	市民に憩いの環境やレクリエーションの場を提供すること。

施策を取り巻く状況

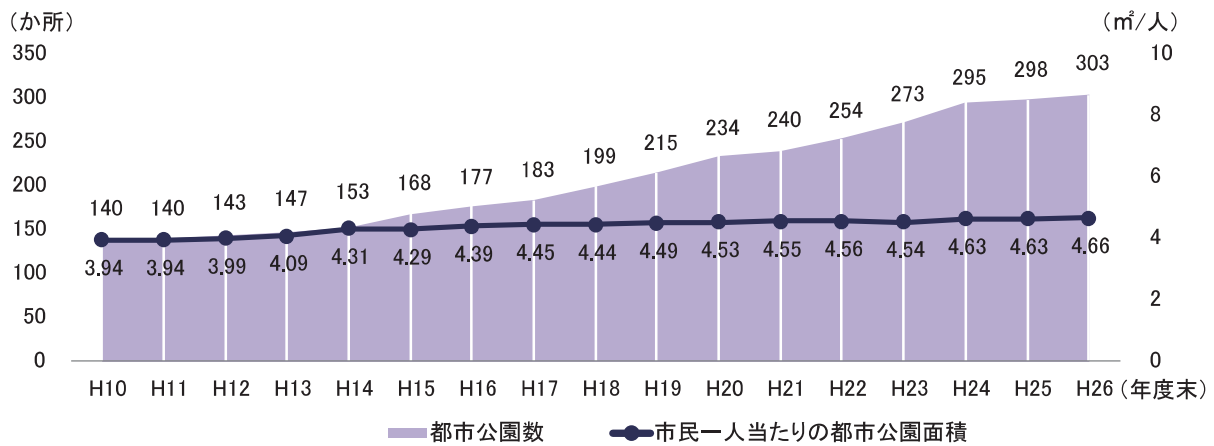
現状

- ・都市公園*等は都市の緑の中核として潤いを創出するとともに、コミュニティの形成、スポーツ・レクリエーション活動等多様なニーズに対応しています。また、災害時には防災空間として活用することができます。
- ・平成26(2014)年3月末現在、市が管理する都市公園は297か所あり、これに県の都市公園を加えると合計で298か所、総面積では161haとなっています。

課題

- ・豊かな自然や歴史を生かした公園や緑地の継続的な整備が必要です。
- ・大規模な公園事業については、公園計画の必要性や規模の見直しなど、事業手法の再検討が必要となっています。
- ・幅広い年代の公園利用者を考慮し、健康増進にも利用できる公園としての整備や、子どもが活動する場としての活用を検討していく必要があります。
- ・公園利用者層の変化や施設の老朽化に対応するため、既存の公園をリニューアルし、安全で快適な公園の整備を行う必要があります。
- ・既存の公園の活用を図り、市民のニーズに合った魅力ある取組が必要です。

都市公園数及び市民一人当たりの都市公園面積の推移



川越市公園整備課調べ

*都市公園：都市計画区域内において、地方公共団体が設置する公園または緑地。身近な街区公園、文化財を活用する歴史公園、運動に供する運動公園などの種類がある。

施策の目的を達成するために取り組むこと（取組施策）

1 身近な公園の整備（公園整備課）

- ① 市民の憩いやレクリエーションの場、また、災害時に活用できるよう、街区公園*等の身近な公園の整備を図るとともに、水や緑等の自然環境と共生した公園の整備を推進します。 ●関連 [No. 37 自然共生の推進、No. 42 防災体制の整備]

2 大規模な公園の整備（公園整備課）

- ① 川越城富士見櫓を含む川越城址については、城址公園としての整備を検討します。また、観光や教育の場として活用することを検討します。
- ② 子どもから高齢者までが利用できるレクリエーションの場として、なぐわし公園の整備を引き続き推進します。
- ③ 豊かな自然環境を市民共有の憩いの場や自然とのふれあいの場として活用するため、伊佐沼公園、（仮称）川越市森林公園の整備を検討します。
- ④ 荒川、入間川等の広大な河川空間を活用した自然とのふれあいの場、スポーツ・レクリエーション活動の場となる公園等の整備を検討します。 ●関連 [No. 17 生涯スポーツの推進、No. 37 自然共生の推進]

3 公園の適切な管理と魅力の創出（こども育成課、公園整備課）

- ① 既存の公園については、適切な管理を行うとともに、施設のリニューアルやユニバーサルデザイン*化を図ります。
- ② 公園利用者層の変化と市民の多様なニーズに対応し、安全で誰もが安心して楽しむことのできる魅力ある公園づくりを進めます。
- ③ 子どもが自由な遊びを通じてさまざまな体験や交流ができるよう、NPO 法人等との協働により、公園の新たな活用を検討します。 ●関連 [No. 4 青少年健全育成の推進、No. 39 地域コミュニティ活動の推進]

4 河川環境の整備（河川課）

- ① 入間川堤防の桜づつみについては、適切な管理と良好な水辺空間の整備に努めます。 ●関連 [No. 37 自然共生の推進]



仙波河岸公園

指標	実績値	目標値	
	(H24)	H32	H37
公園・広場等の利用のしやすさ (%)	49.2	52.0	54.0

*街区公園：最も身近に存在する公園であり、住民による散策、休養等の日常的な利用に供される公園のこと。

*ユニバーサルデザイン：年齢や障害の有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすること。

施策

NO.27

良好な住環境の創出

目的

住宅の適切な質と量を確保し、住みよい住環境を創出すること。

施策を取り巻く状況

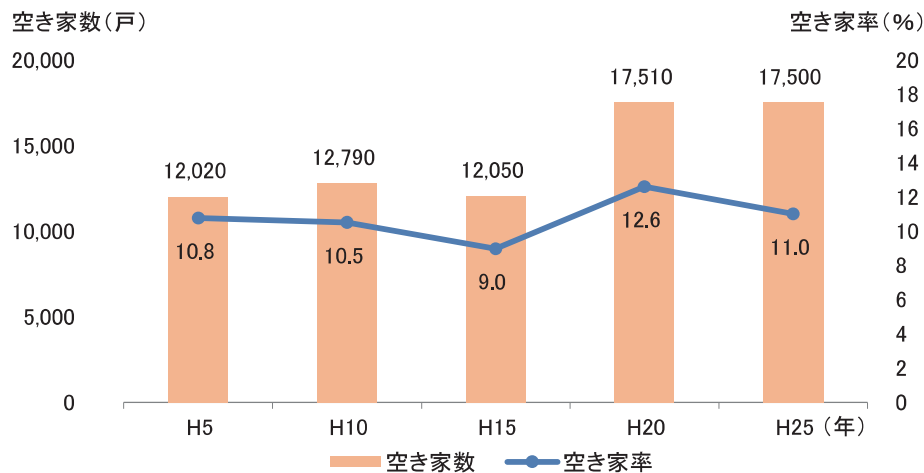
現状

- ・ 住生活の安定の確保及び向上の促進に関し、「住生活基本法」が平成 18（2006）年に制定されています。
- ・ 少子高齢化が進む中、全国的に空き家が増加しています。平成 25（2013）年の本市の空き家率は 11.0%であり、県内では中位にあります。
- ・ 空き家等の適正管理に関し、平成 25（2013）年に「川越市空き家等の適正管理に関する条例」、平成 26（2014）年に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が制定されています。
- ・ 平成 18（2006）年から平成 23（2011）年までの間、「都市計画法」第 34 条第 11 号による開発規制の緩和により、市街化調整区域に 5,707 区画の開発許可がありました。
- ・ 市営住宅については、18 団地、65 棟、1,100 戸を管理しています。現在、入居者の約 4 割が高齢者になっています。
- ・ 市内の共同住宅や住宅団地の一部は、今後建替えの時期を迎えます。

課題

- ・ 人口減少を迎える中、空き家の増加、マンションの老朽化、住宅の耐震化の必要性など、市内の住環境をめぐる状況を総合的に捉えた政策を計画的に進めていく必要があります。
- ・ 特定空家等*の管理不全な空き家等についての各種必要な措置を講じるとともに、その他の空き家等及びその跡地については利活用を検討するなど、空き家等の対策を総合的に推進し、良好な住環境を保全していく必要があります。
- ・ 市営住宅については、老朽化への対応を行っていく必要があります。

空き家数、空き家率の推移



出典：総務省「住宅・土地統計調査」

*特定空家等：そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態または著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空き家等のこと。

施策の目的を達成するために取り組むこと（取組施策）

1 住宅政策の推進（政策企画課）

- ① 本市の住宅事情やまちづくりの方向性を踏まえ、総合的な住宅政策を検討します。
- ② 子育て世帯や高齢者世帯に配慮した住宅政策を検討します。

●関連 [No. 1 少子化対策の推進、No. 5 高齢者福祉の推進]

2 空き家対策の推進（政策企画課、防犯・交通安全課）

- ① 住宅が密集した市街地等において、周辺住民の協力を得ながら、空き家発生を防ぐ取組を検討します。 ●関連 [No. 39 地域コミュニティ活動の推進]
- ② 特定空き家等の管理不全な空き家等については、所有者等による適切な管理を促進するために必要な措置を講じます。 ●関連 [No. 44 防犯対策の推進]
- ③ 空き家等及びその跡地については、利活用を促進するための対策を検討します。

3 安全な住宅環境の促進（建築指導課）

- ① 簡易耐震診断や耐震診断相談会等を行い、住宅の耐震化を促進します。 ●関連 [No. 42 防災体制の整備]
- ② 建築協定の策定等を支援し、住みよい住環境の創出を促進します。

4 市営住宅施策の適切な実施（建築住宅課）

- ① 市営住宅の長寿命化を図るとともに、建替え等を検討します。 ●関連 [No. 5 高齢者福祉の推進、No. 6 障害者福祉の推進]
- ② 民間事業者等が建設・保有する住宅等を市営住宅として活用することを検討します。 ●関連 [No. 1 少子化対策の推進、No. 2 児童福祉の推進]



指標	実績値	目標値	
	(H25)	H32	H37
空き家率 (%)	11.0	11.0	11.0

